

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を実現する体制の充実・強化に継続して取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳】

現在、当社ではインターネット等による議決権の電子行使を実施いたしております。一方、英訳開示につきましては、海外投資家の比率は相対的に低いため準備はしていません。しかし、今後におきましては海外投資家の比率が20%以上となった時点で招集通知の英訳を進めてまいります。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示・提供】

当社における株主の海外投資家の比率は相対的に低いため、英語での情報開示は現在行っていません。今後、海外投資家の比率が20%以上となった時点で、英語での情報開示を進めてまいります。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者計画】

当社は、最高経営責任者等の後継者計画は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するうえで重要な経営課題であると認識しております。

現時点において、最高経営責任者等の後継者計画を明文化した規程・計画は策定していませんが、取締役会は、経営理念、経営ビジョン及び経営戦略を踏まえ、経営陣幹部候補者の育成状況や重要ポジションの人材配置について、必要に応じて確認・議論を行っております。

また、当社グループの経営ビジョン及び経営計画を実現していくため、主要な子会社を含め、後継者育成の対象となる重要ポジションの特定、求められる人材像・能力・スキルの明確化、人材育成方針の整理に着手しております。

今後は、取締役会が主体的に関与し、後継者候補の選定・育成・評価に関するプロセスを段階的に整備するとともに、十分な時間と資源をかけて計画的な後継者育成を進めてまいります。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、経営戦略に照らして必要となる知識・経験・能力を備えた取締役により構成することを基本方針としております。

取締役候補者の指名にあたっては、経営、営業・マーケティング、製造・技術、財務・会計、法務・リスク管理、人事・人材開発、サステナビリティ等の観点から、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模を総合的に勘案しております。

各取締役の有する主な知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスについては、今後、株主総会招集通知等における開示に向けて検討を進めてまいります。

なお、独立社外取締役については、企業経営、財務・会計、法務、学識経験等の分野における豊富な経験・専門的知見を有し、独立した客観的な立場から取締役会における建設的な議論及び経営監督に貢献できる者を選任しております。

【原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社グループでは、売上高や売上高経常利益率等の収益性指標に加え、ROE、ROIC等の資本効率指標を重視し、資本コストを意識した経営により企業価値を継続的に高めていくことを経営上の重要課題と認識しております。

当社は、現状において資本コストを上回る資本収益性を確保しているものと認識しておりますが、PBRが1倍を下回る状況を重要な課題と捉えております。そのため、既存事業の収益力向上、成長分野への設備投資・研究開発投資・人的資本投資、M&Aを含む事業ポートフォリオの強化、安定的かつ継続的な株主還元及びIR活動の充実により、資本効率を意識した経営を推進してまいります。

また、株主総会や半期ごとの決算説明会等において、中期的な経営方針、重点施策、資本政策の基本方針及びPBR改善に向けた取組みについて説明しております。今後は、ROE、ROIC等の具体的な目標値や、資本コストを踏まえた経営資源配分の考え方について、より分かりやすく開示・説明できるよう努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. 政策保有株式】

(1) 政策保有株式の基本方針

当社では、事業運営上、企業価値の向上に資する取引先の株式については保有いたしますが、その意義が必ずしも十分でない判断される株式については、縮減を図ります。これにより当社の企業価値の向上、当社株主の中長期的な利益につながると考えております。

(2) 保有の合理性の検証方法とその内容

当社が保有する個別の政策保有株式に関しては、毎年、取締役会において、保有目的の適切性、保有に伴うリターンとリスクが株主資本コストに見合っているか、中長期的な経済合理性等とのバランスを精査し、保有の可否を検証しております。

(3) 議決権行使基準

当社は政策保有株式に係る議決権行使について、当社グループの利益に資することはもとより、発行会社における財務の健全性及持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながるかどうかを総合的に判断することとしております。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、役員、主要株主その他の関連当事者との取引を行う場合には、当社グループ及び株主共同の利益を害することのないよう、取引の必要性、合理性及び取引条件の妥当性等を確認しております。

また、取締役との利益相反取引については、会社法及び「取締役会規程」に基づき、当該取締役を特別利害関係人として決議から除外したうえで、

事前に取締役会の承認を得ることとしております。

主要株主等との重要な取引についても、取引の重要性や性質に応じて、取締役会において審議・承認を行うなど、適切に監視する体制を整備しております。

【原則2-4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保 補充原則2-4】

当社では、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画において、2030年3月末までに役職者（係長級）における女性労働者の割合を20%以上とすることを目標に掲げ、開示しております。

経営層・人事部門・女性活躍推進協議会が連携を図り女性のキャリア形成を支援するとともに、女性が働きやすい職場づくりを推進しております。外国人・中途採用者の管理職への登用については、具体的な目標を掲げておりませんが、多様な価値観こそが、企業の活性化には不可欠なものであるとの認識から、適性・能力・成果に応じた公平な評価・登用を念頭に、中長期的な企業価値向上に向けた人材戦略を推進しております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定給付企業年金制度を採用しておりませんので、本原則には該当いたしません。

【原則3-1. 情報開示の充実】

() 経営理念等や経営戦略、経営計画

経営理念、社是、社訓、中期ビジョン等を当社ホームページ及び決算説明資料、有価証券報告書等に掲載しております。

https://sanko-techno.co.jp/ir/management_policy/

() コーポレートガバナンスの基本方針

当社ホームページに掲載しております。

https://sanko-techno.co.jp/company/corporate_governance/

() 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書【取締役報酬関係】「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

() 取締役等の選解任・指名を行うに当たっての方針・手続

社内規程等では定めておりませんが、下記(a)～(d)を総合的に判断し指名の手続を行っております。また、社外役員の独立性に関しては、東京証券取引所の定める独立性の要件に従い、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えております。なお、社外役員の選任理由については株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。

(a) 取締役（監査等委員であるものを除く）候補の選定について

当社の経営理念に基づき、当社のみならず業界全体の更なる発展に貢献することを期待できる人物であること、会社全体の問題を適確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行う。

(b) 監査等委員である取締役候補の選定について

当社の経営理念に基づき、業務執行取締役の職務執行を監査し、法令または定款違反を未然に防止すると共に、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、選定及び指名を行う。

(c) 社外役員候補の選定について

社外役員は東京証券取引所の定める独立性の要件に従うと共に、経営、法務、財務及び会計、関連業界等の分野で指導的役割を果たし豊富な知識と経験を有していること、当社が抱える課題の本質を把握し、適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行う能力を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行う。

(d) 経営陣幹部の解任について

当社の取締役として求められる能力・資質・経験・価値観に疑義が認められるなど、選定基準を満たさなくなった場合は解任すべき理由を明らかにし、社外取締役の助言を得たうえで、社外取締役3名を含む取締役会で協議を行う。解任すべき正当な理由があると取締役会が判断した時は法令に従い、株主総会に解任議案を上程し、その決議をもって解任する。

() 取締役等の選任理由は株主総会招集通知にて開示します。また、解任理由については上述()-(c)の選定基準を満たさなくなった場合であります。

【補充原則3-1-3 サステナビリティについての取組み等】

当社では、事業を推進するうえでのキーワードとして「安全・安心・環境・健康」を掲げ、サステナビリティを重要な経営課題の一つとして認識しております。

この考え方にに基づき、太陽光発電システムの設置等による環境負荷の低減、女性活躍の推進、働きやすく働きがいのある職場環境づくり、従業員の安心と安全の確保、メーカーとしての責任ある製品・サービスの提供、独自の締結技術の追究等に取り組んでおります。これらの取組みについては、SDGsとの関連性も踏まえ、当社ホームページ等を通じて開示しております。

人的資本への投資については、従業員一人ひとりが能力を発揮し、継続的に成長できる環境を整備することが、中長期的な企業価値向上に資するものと認識しております。そのため、人材育成、女性活躍の推進、多様な働き方への対応、安全で働きやすい職場環境の整備等に取り組んでおります。

また、知的財産・技術開発への投資については、当社の強みである締結技術を中心に、製品品質の向上、新製品開発、施工性・安全性の向上等に活かすことで、競争優位性の維持・向上を図っております。

今後は、サステナビリティ、人的資本及び知的財産への投資等について、経営戦略・経営課題との関連性をより明確にし、具体的な取組み内容や進捗状況を分かりやすく開示できるよう努めてまいります。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会において決議を要する事項については、法令・定款で定められているもののほか、経営に及ぼす重要度により項目ごとに金額基準等を定め、取締役会付議基準を定めております。経営各階層が決定すべき事項については、職務権限規程等にてその権限基準を定め各職位の職務

権限を明確にしております。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める独立性判断基準に基づき、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことを基準として判断しております。

【補充原則4 - 10 - 1 独立した諮問委員会の設置による指名・報酬等の検討における独立社外取締役の関与・助言】

独立社外取締役は現時点で取締役会の過半数に達していませんが、現段階において、各取締役、経営陣との連絡・調整、監査等委員との連携体制は構築されております。今後は取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化する任意機関を設置することも検討しております。

【補充原則4 - 11 - 2 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】

当社は、取締役の重要な兼職の状況を株主総会招集通知の参考書類や有価証券報告書等の開示書類において毎年開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社は、取締役会全体の実効性向上を図るため、毎年1回、全取締役を対象として取締役会の実効性評価を実施しております。2026年4月に、全取締役を対象とした記名式の自己評価アンケートを実施し、その結果について、2026年5月開催の取締役会において審議・検討を行いました。

評価項目は、取締役会の構成、取締役会の運営、取締役会における審議事項、社外取締役への情報提供、取締役会を支える体制、株主・投資家との対話状況等としております。

その結果、当社取締役会は、取締役会全体として必要な知識・経験・能力を備え、自由闊達な意見交換が行われており、重要な業務執行の決定及び業務執行の監督について、概ね実効性が確保されていることを確認いたしました。

一方で、独立社外取締役への情報提供のさらなる充実、独立社外取締役のみの意見交換機会の拡充、IR活動の一層の推進、取締役会における中長期的な経営戦略・資本政策に関する議論の充実等について、今後の改善課題として認識しております。

当社は、今回の評価結果を踏まえ、取締役会資料の事前提供及び説明内容の充実、独立社外取締役間の情報交換機会の確保、株主・投資家との対話内容の取締役会へのフィードバック強化等に取り組み、取締役会の実効性のさらなる向上に努めてまいります。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役のトレーニングの方針】

当社は、取締役が自らの役割を十分に果たすべく、随時トレーニングを行っております。これは、業務上必要な知識の習得等のため、また時代の変化に応じた知識や情報を得ることで、当社の発展及び業界に寄与できることを目的としております。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、代表取締役がIR担当役員を担い、管理本部長が情報開示責任者を担っております。また、経営企画室内にIR担当を配置しております。当社は、株主との対話促進の手段の一つとして株主アンケートの実施、当社ホームページや年2回送付する「株主通信」の更なる充実に努めております。また、株主・投資家との対話の際は、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関わる事項を対話のテーマとすることにより、インサイダー情報管理に留意しております。上述のIR活動を通じて収集された情報については、随時、取締役会へ報告を行い、取締役との情報共有を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|----------------|-----------|-------|
| 洞下 英人 | 1,190,284 | 15.03 |
| 東京中小企業投資育成株式会社 | 720,608 | 9.10 |
| 有限会社サンワールド | 680,160 | 8.59 |
| サンコーテクノ社員持株会 | 322,884 | 4.07 |
| 新井 栄 | 208,196 | 2.63 |
| 佐藤 静男 | 191,476 | 2.41 |
| 洞下 正人 | 188,180 | 2.37 |
| 株式会社みずほ銀行 | 178,400 | 2.25 |
| 佐久間 菊子 | 156,452 | 1.97 |
| SINOPACSEC | 128,400 | 1.62 |

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 監査等委員 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|-------|------|--------------|---|
| 岩城 龍夫 | | | | 同氏は、会計検査院における長年の財政監督の業務経験と知見を有しており、これまでの経験と知見を活かした貢献を期待し、社外監査等委員に選任しております。なお、同氏は当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。 |
| 佐藤 靖 | | | | 同氏は、大学教授として会計学・経営学等を専門に幅広い知見を有し、企業経営に対しても十分な知識と経験を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し社外監査等委員に選任しております。また、同氏は当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。 |
| 田村 茂雄 | | | | 同氏は、現職の弁護士であり、独立中立な立場から企業法務及びコンプライアンスに関する高い知見を活かした貢献が期待できるため、社外監査等委員に選任しております。また、同氏は、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。 |

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

| | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 委員長(議長) |
|--------|--------|---------|----------|----------|---------|
| 監査等委員会 | 3 | 0 | 0 | 3 | 社外取締役 |

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社では監査等委員会の職務を補助すべき組織として「監査等委員会事務局」を設置しております。事務局は内部監査室の1名が兼務しておりますが、監査等委員会の職務を執行している場合は、他の取締役等の指揮・命令権はなく、同事務局人員の異動についても監査等委員会の同意を必要としており、同事務局の独立性は担保されております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人とは年4回の定例報告会及び必要に応じ随時報告会を開催しております。また、内部監査部門を毎月の監査等委員会に出席を求め、日常の意見交換、現状の把握及びリスクの管理、ならびに監査結果の共有を図っております。

【任意の委員会】

| | |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |
|----------------------------|----|

【独立役員関係】

| | |
|---------|----|
| 独立役員の人数 | 3名 |
|---------|----|

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

| | |
|---------------------------|--------------------------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他 |
|---------------------------|--------------------------------|

該当項目に関する補足説明

取締役(監査等委員である者を除く)の報酬等は、固定報酬としての基本報酬並びに業績連動報酬としての基本報酬及び株式報酬によって構成されております。
また、2020年6月24日開催の第56回定時株主総会決議により、従来の株式報酬型ストック・オプション制度に代えて譲渡制限付株式制度を導入したため、今後取締役に対する新たなストック・オプションの割当は行わないこととしております。

| | |
|-----------------|-------|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役 |
|-----------------|-------|

該当項目に関する補足説明

付与対象者については、業績向上の意欲や士気を高めることを目的に選定しております。

【取締役報酬関係】

| | |
|-----------------|---------------|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|-----------------|---------------|

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、個別報酬の開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、当社が持続的な成長を図るインセンティブとして有効に機能するよう、また、株主との一層の価値共有を推進することを目的として、業績拡大及び企業価値向上に連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責、貢献度等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、取締役会にて決定しております。

取締役(監査等委員である者を除く)の報酬等は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬としての基本報酬並びに株式報酬によって構成されております。当社の業績連動報酬に係る指標は連結営業利益であり、当社グループの業績等に対する貢献度を示すものであることから、当該指標を選択しております。業績連動報酬の額の決定方法は、連結営業利益の金額及びその達成度、前年同期比との比較等を行い総合的に勘案し、決定しております。

当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は1,650百万円であり、実績は1,793百万円であります。

役員の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度額以内で、世間水準及び社員給与とのバランスを考慮して、取締役会にて決定しております。ただし、監査等委員の報酬は、監査等委員会にて決定しております。

取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬限度額は、2016年6月28日開催の定時株主総会において年額240,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いたしております。

なお、2020年6月24日開催の第56回定時株主総会において、年額240,000千円の取締役報酬限度額とは別枠で、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)を対象に、従来の株式報酬型ストック・オプション制度に代え、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を年額48,000千円以内で支給することを決議いたしております。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の定時株主総会において年額40,000千円以内と決議いたしております。

【社外取締役のサポート体制】

専従者は設けておりませんが、経営企画室の秘書担当を通じて、取締役会等の開催や議事等の情報伝達を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、法令・企業倫理の遵守が経営の根幹であるとの信念に基づき、社会の信頼を得るため透明度が高く公正な経営体制を構築することが経営の最重要課題であると考え、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

当社は、2016年6月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、「監査等委員会設置会社」へ移行いたしました。

1) 取締役会

取締役会は、取締役8名(うち社外取締役3名)で構成されており、原則として毎月1回、必要に応じて臨時に開催し、重要な事項、法令等遵守の状況、月次業績報告及び業務執行状況が付議されております。

2) 内部統制委員会

財務報告の信頼性を確保することを目的に、監査等委員及び内部統制部門(内部監査室、経理・システム部門等)から構成される内部統制委員会を設置し、有効性の検証を定期的に行っております。

3) 監査等委員会

監査等委員会は監査等委員3名で構成されており、全員が独立社外取締役であります。監査等委員会では、取締役の業務執行並びに当社及び国内外の関係会社の業務や財政状況を監査しております。なお、法令に定める監査等委員会の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査等委員1名を選任しております。

4) 会計監査人

当社の会計監査人は監査法人アヴァンティアであり、継続監査期間は6年間です。また、会計監査業務を執行する公認会計士は相馬裕晃、吉田武史であり、会計監査業務に係る補助者は公認会計士5名、会計士試験合格者等3名、その他6名です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会において議決権を有する監査等委員が経営の意思決定に関わることにより、監督機能の一層の強化とコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社の体制を選択しております。当社は、業務の健全性を保つため内部監査室が当社の内部監査を行い、その結果を直接代表取締役社長に報告しております。また、管理本部において関係会社の管理を行っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|-----------------|---|
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 出来得る限り、多くの株主の皆様にご出席していただけるよう、集中日開催を避けて開催しております。 |

2. IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|---|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 当社ホームページにて公表しております。 https://sanko-techno.co.jp/ir/management_policy/disclosure_policy/ | |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 半期に1回開催しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 当社ホームページ「IR情報」内に掲載しております。 https://sanko-techno.co.jp/ir/ 開示内容: 決算情報、財務ハイライト、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、IRカレンダー、ディスクロージャーポリシー等 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 情報取扱責任者として管理本部長 安田伸一が就任しており、IRについては経営企画室内のIR担当が受け持っております。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---------------------------|---|
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 当社「ディスクロージャーポリシー」に基づき情報開示を行っております。 (当社ホームページ「IR情報」に掲載) |

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社が業務の適正を確保するための体制、また財務報告の適正を確保するための体制の整備について、2026年5月15日開催の取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款等に適合することを確保するための体制
 - (1)法令等遵守を経営の重要課題の一つと位置付け、「S.T.Gモラル憲章」を定め、企業倫理の確立及び徹底を図ります。
 - (2)「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス担当役員(統括責任者)並びに法令上疑義のある行為等の調査、指導を行うための法務担当を管理本部に設置するとともに、必要に応じて各分野の担当部署が、関係規程、マニュアルを策定し研修を実施します。
 - (3)業務執行部門から独立した内部監査室が、「内部監査規程」に基づき、「会計監査」、「業務監査」、「組織・制度監査」を実施し、内部統制システムの構築並びに運用が合法的・合理的に行われているかを公正かつ客観的立場で検証・評価・報告します。
 - (4)法令等遵守のための通報制度に関し、「内部通報規程」に基づき、監査等委員会、内部監査室、経営企画室に通報窓口を設置し、社内通報体制を運用します。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1)株主総会、取締役会等の議事録、並びに稟議書等、取締役の職務の執行に係る情報を記録します。
 - (2)取締役の職務執行に係る重要な書類については、「定款」、「取締役会規程」、「稟議(申請)規程」、「文書取扱規程」等に基づき、保存及び管理します。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理を経営の重要課題の一つと位置付け、方針、基本目的、行動指針等を明記した「リスクマネジメント規程」に基づき、各組織は経営課題や戦略に対し、戦略シート等を用いて課題の分析、対策の立案及び評価期間や目標値などを設定し実施します。また、半期ごとに実施内容を監視、測定、評価した上で、レビューします。
- (2) 本部長など各組織の長をリスクマネジメント管理者とし、リスク管理を行います。
- (3) 業務執行部門から独立した内部監査室が、「内部監査規程」に基づき、「会計監査」、「業務監査」、「組織・制度監査」を実施し、内部統制システムの構築並びに運用が合法的・合理的に行われているかを公正かつ客観的立場で検証・評価・報告します。
- (4) 緊急事態が発生した場合には、「リスクマネジメント規程」に基づき、緊急対策本部を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止めます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「取締役会規程」に基づき、取締役会を毎月1回開催するほか、臨時で決裁または報告の必要が生じた場合は、適宜臨時取締役会を開催します。
- (2) 経営理念を基軸に策定される中期経営ビジョン並びに年度経営方針に基づき、各本部、部門が経営戦略及び予算を設定し、経営計画の進捗状況について取締役会で確認し、必要な対策や見直しを行います。
- (3) 業務執行に際しては、「職務権限および職務分掌規程」等に基づき、各責任者が業務を遂行します。
- (4) 業務執行部門から独立した内部監査室が、「内部監査規程」に基づき、「会計監査」、「業務監査」、「組織・制度監査」を実施し、内部統制システムの構築並びに運用が合法的・合理的に行われているかを公正かつ客観的立場で検証・評価・報告します。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ内の企業は、それぞれ自社の特性を踏まえ、自主的に経営判断を行い相互に独立性を尊重するとともに「グループ会社運営規程」に基づき、法令で定められた内部統制を構築、整備します。
- (2) グループ会社全てに適用する行動規範として定められた「S.T.Gモラル憲章」に基づき、グループ各社で規程等を定め、業務の適正を確保します。
- (3) 経営管理については「グループ会社運営規程」に基づき、子会社の役員を兼任する当社の役員及び管理本部が、グループ内企業の経営計画に対する業務執行状況及び内部統制の構築状況の整備、運用状況等について、ヒアリング及びモニタリングを実施する等して、グループ会社経営の管理を実施します。
- (4) 当社の監査等委員は、当社及び子会社の業務執行の適正性を確保するために、内部監査室、管理本部、経営企画室、会計監査人及び子会社の内部監査部門、監査役と情報交換を行い、相互連携を図ります。
- (5) グループ会社の従業員は、「グループ会社運営規程」に基づき、当社からの要求内容が法令上の疑義、その他コンプライアンス上問題があると認められた場合には、関連部門に報告するほか、「内部通報制度」により経営企画室等に報告することができます。

6. 財務報告の適正を確保するための体制

- (1) 適正な財務報告を経営の重要課題の一つと位置付け、経理部門等の主管部門を中心とし財務報告の適正を確保するために「内部統制委員会」を設置し、有効な内部統制を実施します。
- (2) 経理関係規程等に基づき、適正な会計処理並びに財務報告が行われるよう、財務報告の適正を確保するために必要な規程を整備します。
- (3) 会計システムを通じて、財務諸表が作成される重要な決算財務報告に係る業務プロセス及び決算・財務報告以外の業務プロセスの中で、虚偽記載や誤りが生じる要点を認識し、不正や誤りが生じないような内部牽制等を行います。
- (4) 業務執行部門から独立した内部監査室が「内部監査規程」に基づき、財務報告の適正を確保するための内部統制の有効性について、内部監査を実施します。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき組織として「監査等委員会事務局」を設置しており、監査等委員会の指示に従いその職務を遂行します。
- (2) 「監査等委員会事務局」の人数等は「監査等委員会」との間で協議の上決定します。

8. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する体制

- (1) 「監査等委員会事務局」に所属する監査等委員会補助者の人事異動・評価については、「人事評価規程」に基づき、監査等委員会と事前に協議します。
- (2) 監査等委員会補助者は、取締役からの独立性を確保するため業務執行部門にかかる役職を兼務しません。

9. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会等の法令の定めるもの及びその他の重要会議に監査等委員が出席することにより、取締役及び使用人の重要な業務執行に関する事項の報告を受けることができます。
- (2) 取締役及び使用人は、監査等委員会が定めた「監査等委員会規程」、「監査等委員会監査等細則」、「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施細則」の内容を理解し、監査等委員会及び監査等委員による監査活動に対して協力します。
- (3) 「監査等委員会監査等細則」に基づき、監査等委員は必要に応じて重要な業務執行に関する事項等について、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるほか、会議録、稟議書、契約書等業務執行に関する重要な書類を閲覧します。
- (4) 法令等遵守のための通報制度については「内部通報規程」、「グループ会社運営規程」に基づき、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人が通報窓口を通じ監査等委員会に通報します。
- (5) 「内部通報規程」に基づき、監査等委員会に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由にして、不利な扱いを受けないことを確保します。
- (6) 代表取締役は定期的に監査等委員会と会合を持ちます。
- (7) 監査等委員会が当社の監査のため必要な範囲において、グループ内の企業を調査することができる体制とします。
- (8) 監査等委員会が監査法人、内部監査室その他の監査機関と円滑に連携して実効的に監査することができる体制とします。

10. 監査等委員の職務の執行について生じる費用等の処理に関する事項

- (1) 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続き、その他当該職務の執行について生じる費用または償還の処理については、監査等委員の請求等に従い円滑に処理します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は、反社会的勢力排除に向け、全従業員の行動規準を明示した「S.T.Gモラル憲章」において、「公正な事業活動を展開する」旨を掲げた上で、「私達は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然かつ断固とした態度をもって対応し、一切関係を持ちません。」という基本的な考え方を掲示しております。

2.整備状況

当社は、「S.T.Gモラル憲章」のもと「反社会的勢力対策規程」「反社会的勢力対策細則」において反社会的勢力排除に向けた取組みを定め、全役員及び関連会社への周知徹底を行うとともに、コンプライアンス担当役員(統括責任者)を設置し体制を整備しております。

その他

1.買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

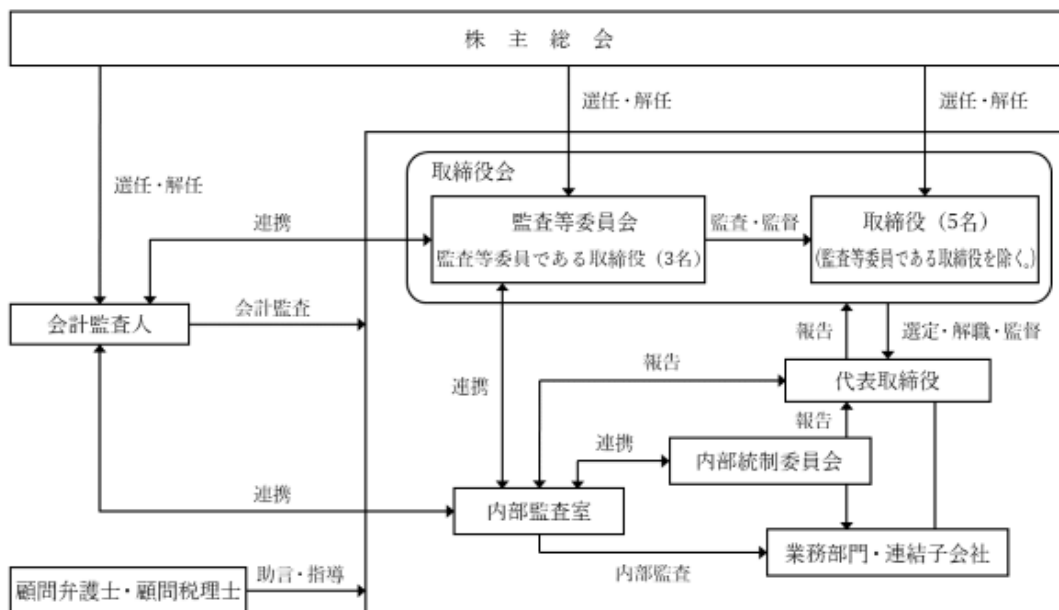
該当項目に関する補足説明

2.その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、金融商品市場の公正性と健全性に資することを目的として、重要な会社情報をステークホルダーへ迅速、正確かつ公平に開示することを周知徹底しております。

情報取扱責任者(管理本部長)は、重要事実等が生じた場合は、該当する所管部門および子会社より報告させ、東京証券取引所の定める適時開示規則に照らし、「決定事実」は会社が意思決定した時点、「発生事実」は会社が発生を認識した時点で、経営企画室を通じて速やかに開示しております。

【ガバナンス体制 概要図】



【適時開示体制の概要図】

